

健康危機に対する県の基本的な考え方について

- (1) 健康危機管理対策は、県民の生命と安全の確保を第一に行います。
- (2) 平常時から健康危機の発生の未然防止と発生時に備えた準備に努めます。
- (3) 健康危機の発生時には、関係職員の情報共有を図り、迅速かつ適切な対応により健康被害の拡大防止に努めます。
- (4) 県民に対して健康危機に関する情報を適切に提供します。
- (5) 健康危機の状況を正確に把握し、科学的・客観的な評価により判断します。特に初期対応にあたっては、あらゆる原因の可能性を想定して対応します。
- (6) 情報収集や調査活動等において、市町村、警察、消防等関係機関と緊密な連携を取り、協力体制を確保します。
- (7) 健康被害の程度に応じた適切な医療を確保するため、患者、医薬品等の搬送受入体制の整備に努めます。
- (8) 健康被害に関する情報の取扱い又は援助の実施にあたっては、プライバシーへの配慮を十分に行います。